

No	点検項目	点検対象		内容	点検周期	点検主体	
						指定管理者	市
1	建築物	・建築基準法 第6条 第1項 第1号に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの(集会場、病院、共同住宅、学校、体育館、美術館、図書館、倉庫 など) ・階数が5以上かつ延べ面積が1,000㎡を超える事務所等の建築物		建築物の敷地及び構造について 損傷・腐食・その他の劣化状況	1回/3年		○
2	建築設備	・建築基準法 第6条 第1項 第1号に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの(集会場、病院、共同住宅、学校、体育館、美術館、図書館、倉庫 など) ・階数が5以上かつ延べ面積が1,000㎡を超える事務所等の建築物		建築設備等の 損傷・腐食・その他の劣化状況	1回/1年		○
3	昇降機	・エスカレーター ・エレベーター ・小荷物専用昇降機		建築設備等の 損傷・腐食・その他の劣化状況	1回/1年	○	
4	自家用電気工作物	・電力会社等から600Vを超える電圧で受電して電気を使用する設備 ・発電設備(小出力発電設備を除く)とその発電した電気を使用する設備		保安規定に定める自主定期点検	保安規定に基づき実施	○	
5	事務所 (事務所とは建築物またはその一部で、事務作業に従事する労働者が主として使用するもの)	機械による換気の設備		異常の有無の点検	はじめて使用するとき 分解して改造または修理を行ったとき 1回/2月	○	
6		照明設備	労働者を常時就業させる室	点検	1回/6月	○	
7	消防用設備等	消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備、連結散水設備		機器点検	1回/6月	○	
8		屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結送水管、非常電源(配線の部分を除く)、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備、特定駐車場用泡消火設備		機器点検	1回/6月	○	
9				総合点検	1回/1年	○	
10		配線		総合点検	1回/1年	○	
11	冷媒にフロン類を使用する業務用機器 (空調機器、冷蔵機器、冷凍機器)	第1種特定製品※		簡易点検 (異常音、外観、油漏れ確認等)	1回/3月	○	
12		上記のうち	エアコンディショナー 定格出力 7.5kW 以上 50kW 未満	定期点検 (異常音、外観、油漏れ確認、冷媒漏えい検査)	1回/3年	○	
13	ガス	都市ガス	ガス湯沸器、ガス風呂釜、これらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇	消費機器が技術上の基準に適合しているかの調査	1回/4年	○	

法定点検リスト

担当課 長寿支援課・商業労政課
 施設名 北部老人福祉センター・青少年プラザ

別紙 3

No	点検項目	点検対象	内容	点検周期	点検主体	
					指定管理者	市
14	浴室	浴槽水	水質検査	1回以上/1年	○	
15	防火対象物	収容人員が300人以上のものまたは、収容人員が30人以上の建物で、特定用途部分が地階又は3階以上に存するもの(避難階段は除く)で階段が一つのもの	届出の提出、消防計画の状況、統括防火管理に係る届出、避難上必要な施設及び防火戸の管理、防災物品の表示、圧縮エチレンガスなどの貯蔵又は取扱いの届出、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置・設置の届出・検査	年1回	○	